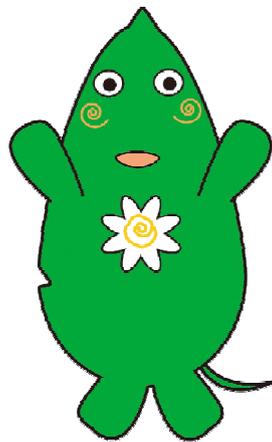


6 . 保 健 衛 生



大和市イベントキャラクター「ヤマトン」

保 健 衛 生 (1)

	ページ	財 源 内 訳			
		国	県	市	その他
1. 保健	158				
(1) 地域医療対策	158				
ア. 休日夜間急患診療所運営	158		○	○	
イ. 夜間診療運営	158			○	
ウ. 休日歯科診療事業等運営	159			○	
エ. 眼科救急医療体制	160			○	
オ. 耳鼻咽喉科救急医療体制	160			○	
カ. 外国籍市民救急医療対策事業	160		○	○	
キ. 産科医等確保支援事業	160		○	○	
(2) 健康づくり推進	161				
ア. 普及・啓発	162			○	
イ. 女性の健康づくり	164			○	
ウ. 親子de健康診査事業	164			○	
エ. 自主的な健康づくりの支援	165			○	○
オ. 歩く健康づくりの推進	165			○	○
2. 予防	166				
(1) 保健予防事業	166				
ア. 予防接種	166	○	○	○	
イ. 新型コロナウイルスワクチン接種	171	○			
ウ. 新型コロナウイルス感染者支援	176			○	
エ. 感染症予防	176			○	
オ. 狂犬病予防	176			○	
カ. 献血推進	177			○	
3. 健康増進	177				
(1) 健康増進事業	177				
ア. 健康手帳の交付	178		○	○	
イ. 健康教育	178		○	○	○

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
	救急医療対策実施要綱	S48. 8	医 療 健 診 課
	〃	S54. 12	〃
	〃	S54.	〃
	〃		〃
	〃		〃
	〃	H 5. 1	〃
	地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱	H21. 1	〃
	大和市健康づくり普及啓発事業実施要領	S58. 4	健康づくり推進課
18歳～39歳	大和市女性健康診査事業実施要綱	H 2. 4	医 療 健 診 課
1歳6か月児の親	大和市親子健康診査事業実施要綱	H27. 4	〃
20歳～	大和市健康ポイント事業実施要綱	H29. 1	健康づくり推進課
	大和市歩く健康づくり推進条例	H29. 4	〃
出生後～	予防接種法 大和市定期予防接種実施要領他	S23.	医 療 健 診 課
生後6か月～	予防接種法 大和市新型コロナウイルス感染症に係る臨時予防接種 実施要領他	R 3. 1	〃
	大和市新型コロナウイルス感染症自宅療養者食料品支 援事業実施要綱	R 3. 10	〃
16歳～	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律	H10. 10	〃
	狂犬病予防法	S25.	〃
16歳～69歳	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	S34. 4	〃
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更）	S58. 4	健康づくり推進課
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	〃

保 健 衛 生 (2)

		ページ	財 源 内 訳			
			国	県	市	その他
	ウ. 健康相談	178		○	○	○
	エ. 健康度見える化コーナー・健康度測定コーナー	179		○	○	○
	オ. 訪問指導	180		○	○	○
	カ. 健康診査	180	○	○	○	
	キ. がん患者等の支援	183		○	○	
4.	環境衛生事業	184				
	(1) 環境衛生	184				
	ア. 環境衛生	184			○	
	イ. 広域大和斎場組合	184	/	/	/	/

対 象 年 齢	根 拠 法 令 等	事業開始年月	主 管 課
40歳～	〃	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	健康づくり推進課 医 療 健 診 課
	大和市健康度見える化コーナー設置要領	H28. 3	健康づくり推進課
40歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 介護保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	S58. 4 H18. 4 R 2. 4	〃
20歳～	健康増進法（平成20年度、老人保健法から変更） 国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律他	S58. 4 H21. 4 R 2. 4	医 療 健 診 課 健康づくり推進課
	大和市がん患者等ウィッグ及び胸部補整具購入費助成要綱 大和市重粒子線治療費助成要綱 大和市骨髄移植ドナー支援事業助成要綱	H27. 4 H28. 4 H30. 4	医 療 健 診 課
～20歳	大和市特別の理由による任意の予防接種費用の助成に関する要綱	R 1. 10	
～40歳	大和市若年がん患者在宅生活支援助成に関する要綱	R 4. 4	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		医 療 健 診 課
	広域大和斎場組合格約		〃

保 健 衛 生

1. 保健

(1) 地域医療対策

ア. 休日夜間急患診療所運営

夜間、休日（昼間）において急病になった市民に対し適切な診療を行い、市民の健康を守る。

休日・夜間急患診療体制

（大和市地域医療センター休日夜間急患診療所

鶴間 1-28-5 TEL 263-6800）

	診 療 日	診 療 時 間
休 日	日曜日・祝日・年末年始	午前 9 時～正午 午後 2 時～ 5 時 午後 8 時～11 時
平 日	月曜日～土曜日	午後 8 時～11 時

（医療施策推進係）

イ. 夜間診療運営

夜間において急病となった市民に対し、一次診療（内科・小児科の軽症患者のための診療）は大和市地域医療センター休日夜間急患診療所で、二次診療（中、重症患者のための診療）は病院群輪番制で、適切な診療を行い、市民の健康を守る。

病院群輪番制（令和 5 年度）

内科

曜日	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間 ※
月	中央林間病院（第 1, 3, 5 月曜）	275-0110	中央林間 4-14-18	午後 5 時～翌日午前 8 時
	桜ヶ丘中央病院（第 2 月曜）	269-4111	福田 1-7-1	
	大和徳洲会病院（第 4 月曜）	264-1111	中央 4-4-12	
火	南大和病院（第 1～3, 5 火曜）	269-2411	下和田 1331-2	
	桜ヶ丘中央病院（第 4 火曜）	269-4111	福田 1-7-1	
水	中央林間病院	275-0110	中央林間 4-14-18	
木	南大和病院	269-2411	下和田 1331-2	
金	桜ヶ丘中央病院	269-4111	福田 1-7-1	
土 日	大和市立病院	260-0111	深見西 8-3-6	午後 1 時～翌日午前 8 時
				午前 8 時～翌日午前 8 時
※月～土曜日が祝日又は年末年始（12/29～1/3）の場合は、午前 8 時～翌日午前 8 時				

小児科

	医療機関名	電話番号	所在地	診療時間
365 日	大和市立病院	260-0111	深見西 8-3-6	24 時間

患者取扱件数

		3		4		5		
		年間	月平均	年間	月平均	年間	月平均	
大和市 地域医療 センター	昼 間	1,726	144	2,850	237	5,727	477	
	夜 間	1,859	155	2,840	237	5,809	484	
	計	3,585	299	5,690	474	11,536	961	
病院群 輪番制	外来	全 体	16,751	1,396	17,851	1,488	17,833	1,486
		当番日	7,222	602	7,715	643	8,265	689
	うち入院	全 体	3,596	300	3,767	314	4,021	335
		当番日	1,434	120	1,434	120	1,590	133
	うち三次 へ転送	全 体	248	21	166	14	153	13
		当番日	80	7	69	6	83	7
計		20,336	1,695	23,541	1,962	29,369	2,447	

(医療施策推進係)

ウ. 休日歯科診療事業等運営

大和綾瀬歯科医師会 大和歯科診療所
において、休日の歯科急病患者並びに要
介護者及び高齢者に対し、適切な診療を
行い、市民の健康を守る。

(大和歯科医師会館内 深見西 2-1-25
TEL 263-4107)

診療体制 (令和5年度)

休日歯科診療事業

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・振替休日	午前 9 時 ～正午
5月3日～5日 12月30日～1月3日	午前 9 時 ～正午 午後 1 時 30 分～ 4 時

※令和5年度から診療時間を変更

要介護・高齢者歯科事業

診 療 日	診 療 時 間
第2・第4木曜日	午前 9 時 ～午後 1 時

※令和6年2月より開始

休日歯科診療事業 地区別患者利用状況

	3				4				5			
	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計	大和 市民	綾瀬 市民	その 他	計
人 数	148	3	40	191	144	0	32	176	106	1	30	137
大和市民対綾瀬市民の 患者割合 (%)	98.0	2.0	—	100	100	0	—	100	99.1	0.9	—	100
全体の患者割合 (%)	77.5	1.6	20.9	100	81.8	0	18.2	100	77.4	0.7	21.9	100
1日当たりの患者数	2.06	0.04	0.56	2.65	2.00	0	0.44	2.44	2.47	0.02	0.70	3.19

※令和5年度は、バリアフリー化工事などのため7月から11月まで休診

要介護・高齢者歯科事業 利用状況

	3	4	5
患者数	—	—	5

(医療施策推進係)

保健衛生

エ. 眼科救急医療体制

県内を6地域に分割した広域診療体制で、休日（昼間）において眼科救急患者の医療を確保する。

診療体制（相模原南メディカルセンター）

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・年末年始	午前9時～午後5時

（医療施策推進係）

オ. 耳鼻咽喉科救急医療体制

県内を6地域に分割した広域診療体制で、休日（昼間）において、固定輪番制（3か所）により、耳鼻咽喉科救急患者の医療を確保する。

診療体制（相模原南メディカルセンター、厚木メジカルセンター、伊勢原市休日夜間診療所）

診 療 日	診 療 時 間
日曜日・祝日・年末年始	午前9時～午後4時30分

（医療施策推進係）

カ. 外国籍市民救急医療対策事業

本市の救急医療体制の円滑な運営を確保するため、外国籍市民が県内の救急医療機関において救急患者として治療を受けたが、医療の負担能力に欠けるため、救急医療機関に医療費の未収が発生した場合に、その未収金の相当額を助成する。

補助実績

	3	4	5
対象者数	0	0	0

（医療施策推進係）

キ. 産科医等確保支援事業

産科医等の確保を図るため、分娩手当を支給する産科医療機関に対し、分べん取扱件数に応じて補助金を交付する。

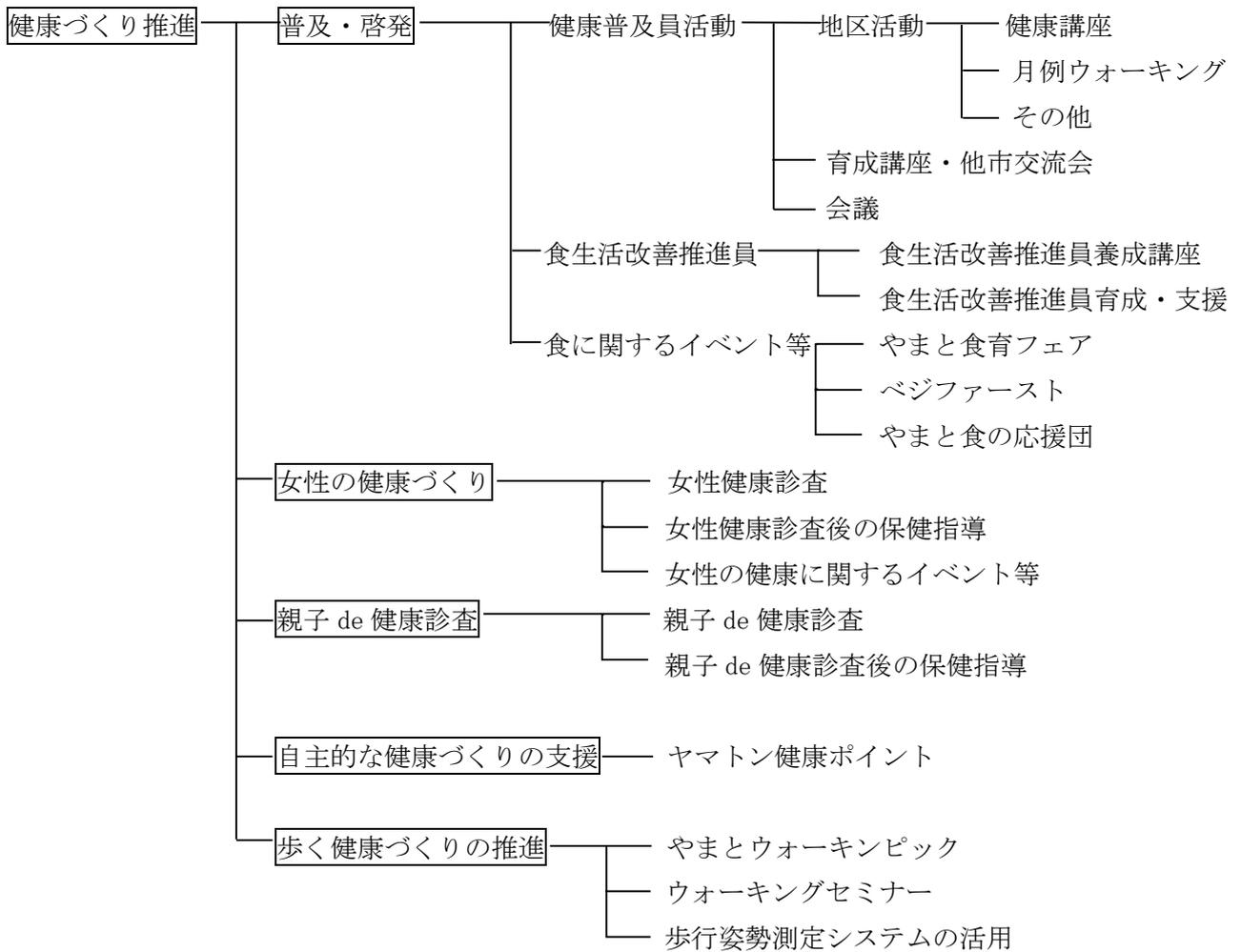
補助実績

	3	4	5
回数	1	1	1
分べん取扱件数	334	348	285

（医療施策推進係）

(2) 健康づくり推進

市民が「自分の健康は自分で守る」という自覚をもって健康づくりをするために、日常生活における健康づくりの指導を積極的に推進する。



保健衛生

ア. 普及・啓発

(ア) 健康普及員活動

自治会連絡協議会理事より推薦され、市内全域 72 名以内で構成。令和 5 年度の健康普及員は 67 名。(令和 5 年度末現在)

『ともに歩もう こころの“健幸” 体の健康』をスローガンに掲げ市内 11 地区で健康増進活動を展開している。

年 1 回健康普及員だよりを発行している。

主な事業

a 地区活動

(a) 健康講座（体操教室、料理教室、ウォーキング等の開催、健康度測定）

(b) その他（市民まつり、ふれあい広場等）

b 育成講座・他市交流会

c 会議（総会・理事会・編集委員会・定例会・各種事業の会議等）

健康普及員に関する事業実績

		3	4	5	
地区活動	健康講座	開催回数（回）	33	55	51
		参加者数（人）	632	1,755	1,275
	その他	開催回数（回）	24	32	16
		参加者数（人）	799	335	2,669
育成講座 他市交流会		開催回数（回）	3	4	4
		参加者数（人）	157	170	177
会 議		開催回数（回）	64	88	80
		参加者数（人）	469	590	621

(地域保健活動係)

(イ) 食生活改善推進員

県・市で開催する養成講座修了生により組織され、令和5年度会員数は83名。実践活動を通して食生活改善の普及啓発をする。

主な事業

- a 地域での食生活改善のための実践活動
- b 市等が実施する各種保健事業への協力
- c 知識及び技術向上のための研修

食生活改善推進員に関する事業実績

		3	4	5
食生活改善推進員養成講座	回数	8	8	8
	延べ人数	263	224	158
食生活改善推進員活動	回数	119	46	61
	延べ人数	1,664	1,016	1,149

(地域栄養ケア推進係)

(ウ) 食に関するイベント等

やまと食育フェアの開催や、ベジファースト・ラスト15キャンペーン等の実施により食に関する普及啓発を行う。

主な事業

- a やまと食育フェアの開催
 - 令和2～4年度は感染症拡大防止のためWeb開催
 - 令和5年度 やまと食育フェアは会場開催
- b ベジファースト・ラスト15～まずは野菜、最後は残さずごちそうさま～キャンペーンとして、啓発コースターやポケットティッシュ等を配布
 - 令和2年度よりベジファーストキャンペーンとして実施
 - 令和5年度より毎日プラス1皿の野菜を追加して実施
- c やまと食の応援団
 - 市が設定した要件に沿って、健康的な食環境づくりに取り組む飲食店事業者等を「やまと食の応援団」として市に登録していただき、連携して食育推進

食に関するイベント等

	3	4	5
やまと食育フェア 企画参加人数	217	170	996
やまと食育フェア HP アクセス数	572	747	-
ベジファースト普及啓発物配布数	16,264	19,567	23,001
やまと食の応援団登録店舗数	82	95	101

(地域栄養ケア推進係)

保健衛生

イ. 女性の健康づくり

(ア) 女性健康診査

学校や職場等で健診の機会が少ない
18歳～39歳の女性を対象に健康診査を
実施。

女性健康診査実績

	3	4	5
回数	10	10	10
受診者数	588	540	589

(健康診査・がん・感染症予防係)

(イ) 女性健康診査後の保健指導

保健師や管理栄養士が健診受診者に対し、個別に保健及び栄養指導を実施。

女性健診後の保健指導実績

	3		4		5	
	回数	相談者数	回数	相談者数	回数	相談者数
健診当日	10	572	10	513	10	575
結果郵送時	10	588	10	540	10	589

(健康診査・がん・感染症予防係)

(ウ) 女性の健康に関するイベント等

主な事業

Health & Beauty フェアの開催

やまと Health & Beauty フェア実績

	3	4	5
企画参加人数	98	421	781
HP アクセス数	242	433	-

※令和3年度は、Web開催

※令和4年度は、Web+複数会場開催

※令和5年度は、会場開催

(地域栄養ケア推進係)

ウ. 親子 de 健康診査

(ア) 1歳6か月児歯科健診に来られた父母
を対象に血液検査を実施。

親子 de 健康診査実績

	3	4	5
回数	24	35	36
受診者数	515	463	534

(健康診査・がん・感染症予防係)

(イ) 親子 de 健康診査後の保健指導

保健師が健診受診者に対し、個別に保
健指導を実施。

事後指導等実績

	3	4	5
実施者数	0	50	57
文書情報提供者数	515	463	534

(健康診査・がん・感染症予防係)

エ. 自主的な健康づくりの支援

自主的な健康づくりに取り組むきっかけをつくるとともに、習慣化されるよう支援することを目的に、ヤマトン健康ポイントを実施。

ヤマトン健康ポイント抽選応募実績

	3	4	5
応募枚数	9,112	11,711	13,356
応募者実人数	1,670	2,082	2,415
対象事業数	300	327	401
協力認定団体数	75	84	91

(健康施策・歩こう係)

オ. 歩く健康づくりの推進

(ア) やまとウォーキンピック

日常生活に身近で、気軽に組み合わせて、介護予防等にも効果がある歩くことによる健康づくりの普及定着を図るため、ゲーム性のあるウォーキングイベントであるやまとウォーキンピックを実施。

やまとウォーキンピック参加人数実績

	3	4	5
参加人数	3,374	3,567	3,665

(健康施策・歩こう係)

(イ) ウォーキングセミナー

陸上選手等を講師に迎え、正しい歩き方、効用等について、実技指導を交えた講演会を実施。

ウォーキングセミナー実績

	3	4	5
参加人数	—	42	79

(健康施策・歩こう係)

(ウ) 歩行姿勢測定システムの活用

イベント等で、歩行姿勢測定システムを活用して、歩行速度、歩幅等を測定、歩行姿勢について助言を実施。

歩行姿勢測定システム活用実績

	3	4	5
参加人数	144	911	734

(健康施策・歩こう係)

保健衛生

2. 予防

(1) 保健予防事業

ア. 予防接種

感染症のまん延防止と予防のため、乳幼児・児童及び 65 歳以上の者等を対象に協力医療機関で予防接種を実施している。

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

定期予防接種		対象年齢	標準的な接種方法		備考
B 型肝炎		生後 2 か月～ 1 歳未満	3 回（標準的な接種期間は生後 2 か月～9 か月未満） 2 回目：1 回目から 4 週以上あける 3 回目：1 回目から 20 週以上あける		・平成 28 年 10 月より定期接種開始
ロタウイルス	ロタリックス (1 価)	生後 6 週 0 日後～ 24 週 0 日後	2 回 (27 日以上の間隔をおく)	※初回接種は標準的には生後 2 か月から生後 14 週 6 日までに開始 ※どちらかのワクチンを選んで、同一のワクチンを続けて接種	・令和 2 年 10 月より定期接種開始
	ロタテック (5 価)	生後 6 週 0 日後～ 32 週 0 日後	3 回 (27 日以上の間隔をおく)		
小児用肺炎球菌		初回接種開始年齢	生後 2 か月～7 か月未満	初回：3 回（27 日以上の間隔、ただし、初回 2 回目及び 3 回目の接種は 2 歳未満までに行い、それを超えた場合は行わない。また、初回 2 回目の接種が 1 歳を超えた場合、初回 3 回目は行わない） 追加：1 回（1 歳～1 歳 3 か月を標準的な接種期間とし、初回接種終了から 60 日以上あけ 1 歳以降）	・平成 23 年 2 月から「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」として実施、平成 25 年 4 月より定期接種化
			上記月齢で開始できなかった場合		
			生後 7 か月～1 歳未満	初回：2 回（27 日以上の間隔、ただし、初回 2 回目の接種は 2 歳未満までに行い、それを超えた場合は行わない） 追加：1 回（初回接種終了後 60 日以上あけ 1 歳以降）	
			1 歳～2 歳未満	2 回（60 日以上の間隔）	
			2 歳～5 歳未満	1 回	

(令和6年4月1日現在)

定期予防接種	対象年齢	標準的な接種方法	備考
5種混合 (4種混合+ヒブ)	生後2か月 ～7歳6か月未満	初回：3回(20日以上56日までの 間隔) 追加：1回(初回接種終了後6か 月～1年6か月までの間隔)	・令和6年4月より定期 接種に導入
すでに4種混合(又は3種混合+ポリオ)とヒブの接種を開始している場合	生後2か月 ～7歳6か月未満	初回：3回(20日以上56日までの 間隔) 追加：1回(初回接種終了後1年 ～1年6か月までの間隔)	※1 平成24年11月より定期 接種に導入 ※2 ポリオ(経口)ワクチン 集団接種が平成24年8月で 終了、同年9月より不活化 ポリオワクチンの定期接種 導入及び個別接種を開始 ※3 3種混合ワクチンは、 平成28年2月に販売終了 したが、平成30年1月より 再販開始
	初回接種開始年齢	生後2か月 ～7か月未満	初回：3回(27日以上56日 までの間隔、ただし、初回 2回目及び3回目の接種は 1歳未満までに行い、それ を超えた場合は行わない) 追加：1回(初回接種終了 後7～13か月までの間 隔、ただし、初回接種を終 了せずに1歳を超えた場合 は、最後の注射終了後から 27日以上あける)
上記月齢で開始できな かった場合		初回：2回(27日以上56 日までの間隔、ただし、 初回2回目の接種は1歳 未満までに行い、それを 超えた場合は行わない) 追加：1回(初回接種終了 後7～13か月までの間 隔、ただし、初回2回目 を終了せずに1歳を超 えた場合は、最後の注射 終了後から27日以上あ ける)	
1歳 ～5歳未満		1回	

保健衛生

(令和6年4月1日現在)

定期予防接種		対象年齢	標準的な接種方法	備考
BCG		生後3か月～1歳未満	1回（標準的な接種期間は生後5か月～8か月未満）	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年4月より、それまで生後3か月～6か月未満であった対象年齢が拡大 平成28年3月で集団接種が終了。同年4月より個別接種を開始
麻しん ・風しん	1期	1歳～2歳未満	1回	
	2期	小学校就学前の1年間	1回	
水痘(水ぼうそう)		1～3歳未満	1回目：1歳から1歳3か月未満の間 2回目：1回目接種後6か月から1年までの間隔	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年10月より定期接種化。平成26年11月から平成27年3月まで、3歳～5歳未満を対象に経過措置として任意接種の費用助成を実施
日本 脳 炎	1期	生後6か月（標準的には3歳）～7歳6か月未満	初回：2回（6日以上28日までの間隔） 追加：1回（1期初回終了後おおむね1年の間隔）	
	2期	9歳～13歳未満	1回	
	特例	平成19年4月1日以前生まれの20歳未満	1期、2期合わせて4回接種していない場合は、残りの回数を20歳未満までに接種可能	
2期ジフテリア・破傷風		11歳～13歳未満	1回	

(令和6年4月1日現在)

定期予防接種	対象年齢	標準的な接種方法	備考
HPV(子宮頸がん予防)	小学6年生 ～高校1年生相当の 女子(標準的な接種 年齢は中学1年生) キャッチアップ接種 対象者 ※4 平成9年4月2日～ 平成20年4月1日 生まれの女性	ワクチンにより接種方法が 異なる ・サーバリックス(1か月の 間隔をおいて2回、1回目 の接種から6か月の間隔 をおいて1回) ・ガーダシル(2か月の間隔 をおいて2回、1回目の接 種から6か月の間隔をお いて1回) ・シルガード9(初回接種年 齢が15歳未満の場合、6 か月の間隔をおいて2回、 初回接種年齢が15歳以上 の場合、2か月の間隔をお いて2回、1回目の接種か ら6か月の間隔をおいて1 回)	・平成22年10月から「中 学1年生～中学3年生の 女子を対象に「市単独事 業」として費用助成を実 施 ・平成23年2月から「子宮 頸がん等ワクチン接種緊 急促進事業」として実施、 平成25年4月より定期接 種化 ・平成25年6月14日より、 厚生労働省の勧告により 積極的な勧奨を一時見合 わせていたが、令和4年 度より積極的な接種勧奨 再開 ※4 積極的な勧奨の差し控 えにより接種機会を逃 した方に対して公平な 接種機会を確保する観 点から、積極的な勧奨 を差し控えている間に 定期接種の対象であっ た方をキャッチアップ 接種対象者として令和 4年4月から令和7年3 月末まで時限措置とし て実施。 なお、平成18年度生ま れ及び平成19年度生ま れの対象者は、高校2 年生相当の学年以降、 順次キャッチアップ接 種の対象となる。

保健衛生

(令和6年4月1日現在)

定期予防接種	対象年齢	接種回数	備考
季節性インフルエンザ	65歳以上の者及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1回 (10月～12月)	
成人用肺炎球菌	65歳の者及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1回	・経過措置は令和5年度で終了した
新型コロナワクチン	65歳以上の者及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者	1回	・令和6年度より定期接種化
風しんの追加的対策による風しん第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 ※風しんに係る抗体検査において、十分な量の抗体があると判定された者を除く	1回	・これまで公的な接種機会がなかった年代を対象に、令和元年度より3年間の時限措置として実施していたが、国の方針により令和6年度まで期間延長となった

(令和6年4月1日現在)

任意予防接種	対象年齢	助成内容	備考
成人風しん	19歳以上で ① 妊娠を希望する女性 ② 妊婦の夫(事実上の婚姻関係にあると認められる場合を含む。)	麻しん風しん混合ワクチン又は風しん単体ワクチンの接種費用の一部	・風しんの流行に伴い、先天性風しん症候群発症予防の緊急対策として、平成25年4月26日より実施

年度別実施状況

定期

(単位：人)

	3	4	5
B型肝炎	5,326	5,391	5,256
ロタウイルス	4,129	4,204	3,880
小児用肺炎球菌	7,195	7,285	7,047
BCG	1,734	1,851	1,767
4種混合	7,235	7,236	7,484
3種混合(DPT)	1	3	0
ポリオ(IPV)	1	1	3
ヒブ	7,213	7,262	7,056
麻しん風しん	3,684	3,607	3,669
麻しん	0	0	0
風しん	0	0	0
水痘	3,543	3,402	3,515
日本脳炎	4,364	9,369	7,463
2期ジフテリア・破傷風(DT)	1,574	1,663	1,703
HPV	1,230	1,884	2,522
季節性インフルエンザ*	24,306	25,912	24,639
成人用肺炎球菌	1,211	1,240	1,721
風しんの追加的対策	247	279	151

任意

	3	4	5
成人風しん	206	208	161

(健康診査・がん・感染症予防係)

イ. 新型コロナウイルスワクチン接種

(ア) 接種体制

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予防接種法に基づく特例臨時接種として、令和5年度は、公共施設での「集団接種」と各医療機関による「個別接種」により、12歳以上の1回目～7回目接種、小児(5～11歳)の1～6回目接種、乳幼児(生後6か月～4歳)の1～4回目接種を実施。

また、令和5年5月8日から同年9月19日までの期間における追加接種は、「令和5年春開始接種」(対象者は、初回接種完了者のうち、65歳以上の方、又は基礎疾患を有するなど重症化リスクの高い方)として、同年9月20日から令和6年3月31日までの期間における追加接種は、「令和5年秋開始接種」(対象者は、生後6か月以上の初回接種を完了した方)として実施。

保健衛生

a 集団接種

令和5年度は、保健福祉センター、市民交流拠点ポラリスの2か所で実施。

(単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保健福祉センター	1	16	5	3	2	0	20	11	5	0	0	0	63
市民交流拠点ポラリス	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6

※初回（1・2回目）接種 令和5年 4月 22日～

※追加（3～5回目）接種 令和5年 4月 22日～

※追加（6回目）接種 令和5年 5月 8日～

※追加（7回目）接種 令和5年 9月 20日～

(a) 保健福祉センター

	使用ワクチン
令和5年 4月 22日～ 6月 17日（土）	ファイザー社従来型ワクチン
令和5年 4月 22日～ 5月 31日（水木金、土日）	ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 4-5）
令和5年 6月 1日～ 8月 31日（木、土）	モデルナ社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 4-5）
令和5年 10月 4日～12月 21日（水木金、土日）	モデルナ社オミクロン株対応 1 価ワクチン（XBB. 1.5）

(b) 市民交流拠点ポラリス

	使用ワクチン
令和5年 5月 13日～ 5月 28日（土日）	ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 4-5）

b 個別接種（高齢者施設等での接種含む）

(a) 初回（1・2回目）接種

令和5年 4月 1日～ 9月 19日

ファイザー社従来型ワクチン

モデルナ社従来型ワクチン

令和5年 8月 7日～ 9月 19日

ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 1）

ファイザー社オミクロン株対応 2 価ワクチン（BA. 4-5）

令和5年 9月 20日～

ファイザー社オミクロン株対応 1 価ワクチン（XBB. 1.5）

モデルナ社オミクロン株対応 1 価ワクチン（XBB. 1.5）

(b) 追加（3～5回目）接種

令和5年 4月 1日～ 9月 19日

- ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 1）
- ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 1）
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）

令和5年 9月 20日～

- ファイザー社オミクロン株対応 1価ワクチン（XBB. 1. 5）
- モデルナ社オミクロン株対応 1価ワクチン（XBB. 1. 5）

(c) 追加（6回目）接種

令和5年 5月 8日～

- ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 1）
- ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 1）
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）

(d) 追加（7回目）接種

令和5年 9月 20日～

- ファイザー社オミクロン株対応 1価ワクチン（XBB. 1. 5）
- モデルナ社オミクロン株対応 1価ワクチン（XBB. 1. 5）

(e) 小児（5歳～11歳）初回（1・2回目）接種

令和5年 4月 1日～ 9月 19日

小児用ファイザー社従来型ワクチン

令和5年 8月 7日～ 9月 19日

小児用ファイザー社従来型ワクチン

- 小児用ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）

※モデルナ社は6歳～11歳対象。協力医療機関から特に要望があった場合のみ配布

令和5年 9月 20日～

- 小児用ファイザー社オミクロン株対応 1価ワクチン（XBB. 1. 5）
- モデルナ社オミクロン株対応 1価ワクチン（XBB. 1. 5）

※モデルナ社は6歳～11歳対象。協力医療機関から特に要望があった場合のみ配布

(f) 小児（5歳～11歳）追加（3～4回目）接種

令和5年 4月 1日～ 9月 19日

小児用ファイザー社オミクロン株対応ワクチン（BA. 4-5）

令和5年 8月 7日～ 9月 19日

- 小児用ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）
- モデルナ社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）

※モデルナ社は6歳～11歳対象。協力医療機関から特に要望があった場合のみ配布

(g) 小児（5歳～11歳）追加（5回目）接種

令和5年 5月 8日～

小児用ファイザー社オミクロン株対応 2価ワクチン（BA. 4-5）

保健衛生

- (h) 小児（5歳～11歳）追加（6回目）接種
令和5年 9月20日～
小児用ファイザー社オミクロン株対応1価ワクチン（XBB.1.5）
- (i) 乳幼児（生後6か月～4歳）初回（1～3回目）接種
令和5年 4月 1日～ 9月19日
乳幼児用ファイザー社従来型ワクチン
令和5年 9月20日～
乳幼児用ファイザー社1価ワクチン（XBB.1.5）
- (j) 乳幼児（生後6か月～4歳）追加（4回目）接種
令和5年 9月20日～
乳幼児用ファイザー社1価ワクチン（XBB.1.5）

※令和5年秋開始接種における個別接種用として、12歳以上の追加接種に使用できる第一三共社1価ワクチン（XBB.1.5）も令和6年12月から確保していたが、協力医療機関からの要望がなく、接種実績なし。

(イ) 接種実績（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

※接種回数は、国のワクチン接種記録システム（VRS）に基づく速報値（令和6年4月1日時点）。

※別動隊の「その他」については、予診票及び受付名簿等より算出。

a 集団接種

（単位：回）

	3	4	5	合計
保健福祉センター（12歳以上）	52,300	43,307	18,044	113,651
保健福祉センター（小児）	1,509	2,070	—	3,579
市民交流拠点ポラリス	42,236	34,491	3,848	80,575
大和スポーツセンター	76,118	6,285	—	82,403
渋谷学習センター	6,498	—	—	6,498
光丘中学校	2,166	—	—	2,166
北大和小学校	2,168	—	—	2,168
桜丘小学校	2,054	—	—	2,054
市民活動拠点ベテルギウス	458	—	—	458
合計	185,507	86,153	21,892	293,552

※大和スポーツセンターの令和3年度には、別動隊として1・2回目を接種した教職員、保育士、児童クラブ職員、高齢者施設等従事者等を含む。

b 個別接種（高齢者施設等での接種含む）

（単位：回）

	3	4	5	合計
市内協力医療機関（12歳以上）	182,733	114,523	54,107	351,363
市内協力医療機関（小児）	144	4,590	738	5,472
市内協力医療機関（乳幼児）	—	966	474	1,440
合計	182,877	120,079	55,319	358,275

※令和3年度の市内協力医療機関の数 12歳以上：99、小児：9

※令和4年度の市内協力医療機関の数 12歳以上：98、小児：18、乳幼児：10

※令和5年度の市内協力医療機関の数 12歳以上：90、小児：13、乳幼児：10

c 別動隊

（単位：回）

	3	4	5	合計
UR 上和田団地	604	—	—	604
県営いちろう下和田団地	706	—	—	706
市民活動拠点ベテルギウス（外国籍市民）	140	—	—	140
その他	1,568	—	—	1,568
合計	3,018	—	—	3,018

※その他は、大和スポーツセンターで1・2回目を接種した妊婦とその家族、受験生、保健福祉センターで3回目を接種した消防職員、大和スポーツセンターで3回目を接種した高齢者施設等従事者等。ただし、大和スポーツセンターで1・2回目を接種した教職員、保育士、児童クラブ職員、高齢者施設等従事者等を除く。

※令和3年度末までに集団接種と個別接種が安定的に実施されるようになったことや、各地域から要請が少なかったこと等も踏まえ、令和4年度及び令和5年度は別動隊での接種を実施せず。

d その他会場

（単位：回）

	3	4	5	合計
自衛隊大規模接種会場	4,191	549	—	4,740
神奈川県大規模接種会場	2,616	2,986	—	5,602
職域接種	51,782	6,825	—	58,607
その他（他市会場）（小児含む）	41,636	12,461	6,418	60,515
合計	100,225	22,821	6,418	129,464

（健康診査・がん・感染症予防係）

※令和5年度まで新型コロナウイルスワクチン接種担当

保健衛生

ウ. 新型コロナウイルス感染者支援

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者のうち県の配食（配食サービス）が送達されるまでの間の食料確保が困難な方に対し食料支援を実施。

なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類へ移行したことから県の配食サービスが廃止されたことを踏まえ、本市の事業も同様に廃止した。

	3	4	5
支援実績（件）	1,470	669	0

※令和3年度は10～3月の件数

（健康診査・がん・感染症予防係）

エ. 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき感染症の発生や蔓延を防止し、公衆衛生の向上及び増進を図る。

結核検診を実施するほか、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症について、国内外の情報を的確に把握するとともに、国及び県の動向を注視し、正しい知識の普及や適時適切な情報提供に努める。

a 結核対策

健康診断（胸部レントゲン）

（単位：人）

		3	4	5
一般胸部レントゲン	X線受診者	475	430	457
	要精密検査者	0	0	2
	精密検査受診者	0	0	1
	結核患者	0	0	0
	発病の恐れのある者	0	0	0
	異常なし	0	0	1

※対象 16歳以上の一般市民（学校・職場で受診できる者を除く）

（健康診査・がん・感染症予防係）

オ. 狂犬病予防

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止するため、犬の所有者には犬の生涯で1度の登録と、毎年1回犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられている。

実施状況

（単位：頭）

	3	4	5
畜犬登録	859	811	783
狂犬病予防注射	8,816	8,766	8,609

（医療施策推進係）

カ. 献血推進

より安全で有効な輸血の必要性により、400ml 献血を主に 200ml 献血も実施している。

実施状況

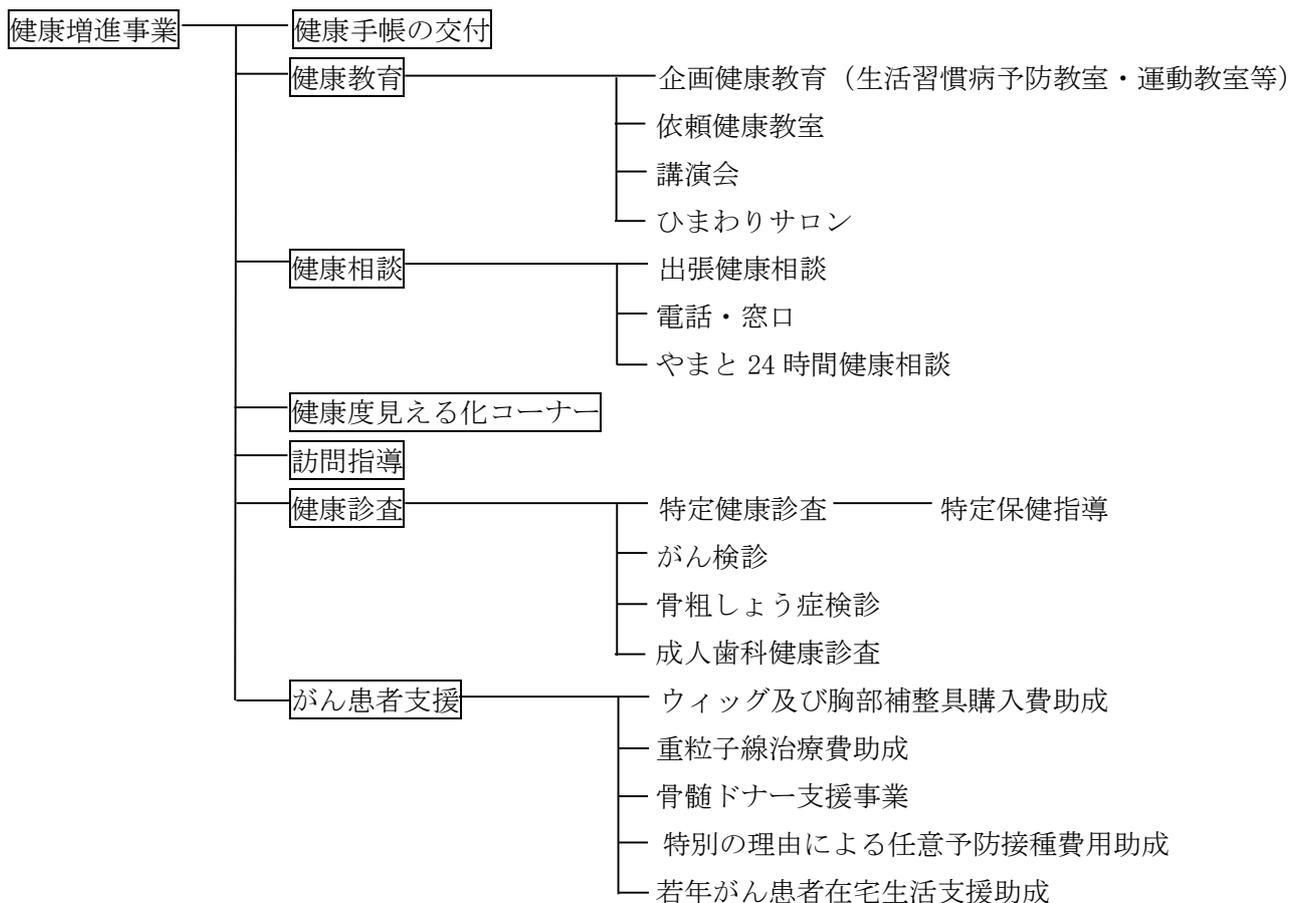
		3	4	5
献血目標数 (人)		3,959	3,306	3413
献血人数	200ml (人)	121	179	138
	400ml (人)	3,191	3,295	3268
	成分献血 (人)	0	0	0
計		3,312	3,474	3406
達成率 (%)		83.7	105.1	99.8

(医療施策推進係)

3. 健康増進

(1) 健康増進事業 (平成 20 年度より老人保健事業から健康増進事業に変更)

がん・心臓病・脳血管疾患等の生活習慣病が国民の死因の多くを占めるため、生活習慣病の早期発見・早期治療に努める。さらに市民の健康づくりを推進する。



保健衛生

ア. 健康手帳の交付

健康手帳の交付実績 (単位：冊)

(ア) 目的

健康の保持増進のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役立てる。

	3	4	5
交付数	232	340	1,103

(地域保健活動係)

(イ) 内容

健康診査、健康教育、健康相談等の保健事業の記録欄及び医療の記録欄並びに健康保持と適切な受療のための知識などを掲載している。

イ. 健康教育

(ア) 目的

健康増進法に基づき、健康課題を踏まえて自ら健康管理ができるよう、正しい知識を普及し、健康の維持・増進を目指す。

(イ) 内容

生活習慣病予防、骨粗鬆症予防、高齢者の健康づくり、転倒予防、認知症予防、口腔衛生等に関する健康教育を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

保健指導実績

		3	4	5
企画健康教育 ※1	回数	71	75	85
	延人数	1,299	2,161	2,674
依頼健康教室等	回数	7	29	40
	延人数	123	600	865
健康普及員主催の教室	回数	36	55	52
	延人数	789	1,623	3,257
ひまわりサロン ※2	回数	0	7	5
	延人数	0	102	44

※1 企画健康教育には、健康度見える化コーナー（健康テラス）での講座の数も含む。(179 ページ参照)

※2 ひまわりサロンには、薬剤師による薬剤等に関する講座の数を計上。
(健康施策・歩こう係、地域保健活動係)

ウ. 健康相談

(ア) 目的

- a 日常生活上の健康管理、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を図る。
- b 一般高齢者に対して介護予防の普及啓発を図る。

(イ) 内容

心身の健康の維持増進を図るため生活、食事、運動習慣を習得するための個別相談を行う。
令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

(ウ) 主な事業

- a 出張健康相談（依頼健康教室時、イベント、健康度見える化コーナー等）
- b 電話・窓口
- c やまと24時間健康相談

		3	4	5
出張健康相談	回数	18	113	82
	延べ件数	88	1,053	1,432
電話 窓口	延べ件数	10,212	5,432	2,099
やまと24時間健康相談	入電件数	14,758	15,964	21,471

（医療健診課健康診査・がん・感染症予防係、
健康づくり推進課地域保健活動係）

エ. 健康度見える化コーナー・健康度測定コーナー

(ア) 目的

健康測定機器を設置し、測定をとおして自身の生活習慣を振り返る機会とし、健康づくりの拠点として生活習慣病等の一次予防を図る。

(イ) 内容

健康度見える化コーナーは、県の未病センターの認証を受け、文化創造拠点シリウス4階の健康都市図書館内に、測定機器を設置している。

〈測定機器〉骨健康度測定器・体組成計・脳年齢測定器・握力計・足指力計（各2台）・血管年齢測定器・電動血圧計・ヘモグロビン量測定器・身長計・肌年齢測定器

健康都市図書館内の健康テラスにて週1回、健康講座を実施。

健康度見える化コーナー（シリウス）

		3	4	5
測定機器利用人数		29	156	11,034
健康相談	回数	12	47	54
	延人数	28	203	607
健康テラスでの健康講座	回数	21	33	25
	延人数	370	590	514

※令和3年12月より、月1回の予約制で開設し、実施した。

※令和5年8月より、すべての開館日で利用できる体制とした。

（地域保健活動係）

保健衛生

健康度測定コーナーでは、市民交流拠点ポラリスに、測定機器を設置している。
 (測定機器) 骨健康度測定器・電動血圧計・身長計・握力計・体組成計

健康度測定コーナー (ポラリス)

(単位:人)

	3	4	5
測定機器利用人数	18	88	4,068

※令和3年12月より、月1回の予約制で開設し、実施した。

※令和5年9月より、すべての開館日で利用できる体制とした。

(地域保健活動係)

オ. 訪問指導

(ア) 目的

保健師や管理栄養士が訪問し、生活習慣病予防や重症化予防、介護予防に向け、その健康に関する課題を総合的に把握し、必要な指導を行う。

(イ) 対象

40歳以上の市民。特定健康診査(国保・後期)や介護予防アンケート結果から、特定保健指導非該当者で、高血糖等該当者や低栄養の恐れのある者等。

(ウ) 内容

保健師、管理栄養士等が訪問し、生活習慣病や要介護状態になることへの予防、家族の健康管理支援、保健・医療・福祉サービス等の情報提供、連絡及び調整を行う。

令和2年度より一部、後期高齢者医療広域連合から受託し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を実施。

被訪問指導者数

(単位:人)

		3	4	5
保健師実施分	実人数	59	46	58
	延人数	65	49	59
管理栄養士 実施分	実人数	299	248	404
	延人数	438	362	627
合計	実人数	358	294	462
	延人数	503	411	686

(健康づくり推進課)

カ. 健康診査

(ア) 特定健康診査

a 対象

40歳以上の国民健康保険加入者・後期高齢者医療制度加入者、生活保護受給者等の医療保険未加入者

b 目的

生活習慣病の予防と早期発見

c 内容

特定健康診査は、問診・身体計測・血圧測定・脂質代謝検査・糖尿病検査・尿検査・肝機能検査等を実施し、必要に応じて心電図検査・眼底検査・貧血検査を行う。

また、希望者には大和市追加項目検査及び肝炎検査、前立腺がん検査を実施する。

特定健康診査実施状況（実績値。法定報告値とは差異あり。）

			3	4	5
特定健康診査	対象者数(人)	国保	36,141	35,029	33,106
		後期	28,267	29,412	30,915
		合計	64,408	64,441	64,021
	受診者数(人)	国保	11,647	10,929	10,078
		後期	12,710	13,068	13,582
		合計	24,357	23,997	23,660
	受診率(%)	国保	32.23	31.20	30.44
		後期	44.96	44.43	43.93
		合計	37.82	37.24	36.96

(健康診査・がん・感染症予防係)

d 特定保健指導

特定健診の結果を階層化し、「動機付け支援」「積極的支援」に該当した人に対し生活習慣改善のための保健指導を実施。

特定保健指導実施状況（実績値。法定報告値とは差異あり。）

			3	4	5
特定保健指導 初回終了者	対象者数(人)	動機付け	933	794	709
		積極的	268	235	192
		合計	1,201	1,029	901
	実施者数(人)	動機付け	237	245	220
		積極的	37	49	21
		合計	274	294	241
	実施率(%)	動機付け	25.40	30.86	31.03
		積極的	13.81	20.85	10.94
		合計	22.81	28.57	26.75

※令和3年度は、令和4年4月から6月実施分を含めた最終実績値。

※令和4年度は、令和5年4月から6月実施分を含めた最終実績値。

※令和5年度は、令和6年4月から6月に実施した令和5年度対象者を取りまとめ中のため、初回指導分は含まず。

(医療健診課健康診査・がん・感染症予防係、
健康づくり推進課地域栄養ケア推進係)

(イ) がん検診

a 対象

- (a) 20 歳以上の女性（子宮がん検診）
- (b) 30 歳以上の女性（乳がん検診）
- (c) 40 歳以上の市民（胃がん検診・肺がん検診
・大腸がん検診）

b 目的

がんの早期発見・早期治療につなげる。

c 実施方法

集団がん検診と施設（医療機関）がん検診。

d 内容

平成 20 年度より、がん検診の受診率の向上を図るため「がん検診受診券」による個別通知を実施。

(a) 胃がん検診

① 集団がん検診

胃部エックス線検査（バリウム）

② 施設（医療機関）がん検診

胃部エックス線検査（バリウム）又は胃内視鏡検査

(b) 肺がん検診

① 集団がん検診

胸部エックス線検査、喀痰細胞診（医師が必要と判断した場合）

② 施設（医療機関）がん検診

胸部エックス線検査、喀痰細胞診（医師が必要と判断した場合）

(c) 大腸がん検診

① 集団がん検診

検便（2 日法）による便潜血反応検査

② 施設（医療機関）がん検診

検便（2 日法）による便潜血反応検査

(d) 乳がん検診

① 集団がん検診

超音波検査（30～39 歳の女性又は乳房エックス線検査（40 歳以上の女性））

② 施設（医療機関）がん検診

超音波検査（30～39 歳までの女性又は乳房エックス線検査で高濃度乳房の判定かつ医師が超音波検査の必要性があると判断した 40 歳以上の女性）又は乳房エックス線（視触診併用可）検査（40 歳以上の女性）

(e) 子宮がん検診

① 集団がん検診

頸部細胞診（20 歳以上の女性）

② 施設（医療機関）がん検診

頸部細胞診（20 歳以上の女性）又は頸部・体部細胞診（30 歳以上の女性）

がん検診実施状況

（単位：人）

	3	4	5
肺	18,288	18,956	18,836
胃	15,838	16,309	16,230
大腸	17,554	17,605	17,230
乳房	10,969	10,775	10,664
子宮	12,567	12,386	12,479

（健康診査・がん・感染症予防係）

(ウ) 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症検診実施状況

(単位：人)

a 対象

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、
70歳の女性

	4	5
骨粗しょう症検診受診者	1,317	1,410

(健康診査・がん・感染症予防係)

b 目的

骨粗しょう症の早期発見と予防のため

c 内容

問診・骨量測定検査

(エ) 成人歯科健康診査

成人歯科健診実施状況

(単位：人)

a 対象

40歳、50歳、60歳、70歳の市民

	3	4	5
成人歯科健診受診者	583	477	494

(健康診査・がん・感染症予防係)

b 目的

歯科疾患の早期発見・治療により
歯の喪失を予防する。

c 内容

問診・視診

キ. がん患者等の支援

がん患者等へ治療費等の助成を行うことによって、治療環境を整えるとともに、生活の質の維持・向上を図ります。

(ア) ウィッグ及び胸部補整具購入費助成事業

がん患者等が、がんの治療に伴う脱毛や乳房の変形に対応するためにウィッグや胸部補整具を購入した場合に、その購入費用の9割(上限3万円)を助成する。

(イ) 重粒子線治療費助成事業

神奈川県立がんセンター重粒子線治療費助成施設で治療を受けた方に対し、治療費の一部(上限35万円)を助成する。

(ウ) 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄移植ドナーの経済的な負担を軽減し、骨髄移植等の推進を図るため、骨髄移植のために通院・入院した日数(上限7日)に応じて、ドナー(2万円/日)及びドナーが勤務する事業所(1万円/日)に対して助成を行う。

(エ) 特別の理由による任意予防接種費用助成事業

造血幹細胞移植やがん治療等にかかる医療行為により、既に受けた予防接種による感染症への予防効果が期待できなくなり、予防接種の再接種を受けた場合に、その費用の全部又は一部の助成を行う(予防接種の種類と年齢によって助成上限額が異なる)。

保健衛生

(オ) 若年がん患者在宅生活支援助成事業

若年（40歳未満）のがん患者が訪問介護等を利用する際の金銭的負担を軽減するため、その費用の助成（月額上限5万4千円。生活保護受給者および中国在留邦人等の方は月額上限6万円）を行う。

がん患者支援事業助成実績 (単位：件)

	3	4	5
ウィッグ及び胸部補整具購入費助成	66	78	80
重粒子線治療費助成	3	1	2
骨髄移植ドナー助成	2	0	2
任意予防接種費用助成	2	1	0
若年がん患者在宅生活支援助成	—	0	1

(医療施策推進係)

4. 環境衛生事業

(1) 環境衛生

ア. 環境衛生

(ア) 感染症予防法に基づき、水害等による災害後の消毒を行っている。

(イ) 犬のフン害防止のため、被害を受けている地域に啓発用看板を配布する。

年度別配布枚数

	3	4	5
配布枚数	239	193	126

(医療施策推進係)

イ. 広域大和斎場組合

大和市・海老名市・座間市・綾瀬市の四市で構成された一部事務組合（特別地方公共団体）で大和斎場の管理運営を行っている。

(ア) 組織

(令和6年4月1日現在)

議 会＝定数 15人 (構成：大和市6人 海老名市・座間市・綾瀬市各3人)

監査委員＝2人 (大和市代表監査委員 組合議会議員)

管 理 者 ————— 事 務 局 長 — 事 務 局 次 長 — 事 務 局 職 員
(大 和 市 長) (1人) (1人) (6人)

副 管 理 者 会 計 管 理 者
(座 間 市 長) (大和市会計管理者)

(海老名市長)

(綾 瀬 市 長)

(イ) 施設規模

所在地 大和市西鶴間八丁目 10 番 8 号 敷地面積 18,628 m²

a 火葬棟

建築面積 2,924 m² 延床面積 3,192 m²

構造 鉄筋コンクリート造一部 2 階建

施設概要 火葬炉 8 基 待合室 10 室 (1 室 40 人程度収容可) 管理事務所

沿革 昭和 54 年 7 月 広域大和斎場組合設立

昭和 57 年 3 月 建築工事完了

昭和 57 年 4 月 大和斎場業務開始

平成 30 年 2 月 改修工事完了

b 式場棟

建築面積 1,192 m² 延床面積 2,480 m²

構造 鉄筋コンクリート造 2 階建

施設概要 式場 4 室 (120 席 1 室、80 席 2 室、30 席 1 室)

沿革 平成 7 年 2 月 落成式

平成 7 年 3 月 使用開始

平成 12 年 8 月 第 3 式場改修、第 4 式場新設

(ウ) 年度別火葬炉使用状況

(単位：体)

	3	4	5
大和市	2,208	2,383	2,510
海老名市	1,160	1,263	1,342
座間市	1,257	1,426	1,421
綾瀬市	859	899	905
組織市外	710	720	330
計	6,194	6,691	6,508

(医療施策推進係)

(エ) 年度別式場使用状況

(単位：件)

a 市別の式場使用状況

(通夜・告別式・初七日の延使用件数)

	3	4	5
大和市	1,156	1,213	1,170
海老名市	402	422	407
座間市	441	536	478
綾瀬市	326	284	330
組織市外	72	76	80
計	2,397	2,531	2,465

(医療施策推進係)

保健衛生

b 通夜・告別式・初七日の延使用件数

(単位：件)

		3	4	5
大和市内	通夜	571	600	579
	告別式	572	598	579
	初七日	13	15	12
	小計	1,156	1,213	1,170
市外	通夜	617	654	646
	告別式	615	655	646
	初七日	9	9	3
	小計	1,241	1,318	1,295
計		2,397	2,531	2,465

(医療施策推進係)

(オ) 年度別安置室使用状況

(単位：体)

	3	4	5
大和市	123	132	124
海老名市	49	77	50
座間市	26	43	33
綾瀬市	23	21	29
組織市外	18	19	7
計	239	292	243

(医療施策推進係)